

令和3年8月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年8月30日（月）午前9時30分から午前10時00分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 8名
農業委員7名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員1名
18番 鳥集公則

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 6番 郡山信敏 7番 邊木園浩子
会議書記 係長 小久保洋平

- 第2 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
- 議案第24号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。
- 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
- 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。本日の総会は新型コロナウイルス感染症対策の為に議決権のある農業委員及び今回の議案について調査をしていただきました、農地利用最適化推進委員にお集まりいただき開催する事と致しました。尚、今後の総会開催についても新型コロナウイルスの感染状況をみながら検討して参りますのでご了解いただきたいと思っております。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第23号から議案第26号までの議案15件です。ご審議方よろしくお願い致します。9月の定例総会は28日（火）です。議案審議及び転用議案に係る現地調査は、21日（火）にお願いする予定です。9月の4条・5条に係る調査委員会は、第5調査委員会です。どうぞよろしく申し上げます。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中1名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、8月の定例総会を開催致します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名してもご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、6番郡山委員と7番邊木園委員を指名致します。尚、本日の書記は事務局の小久保係長にお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第23号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は3件です。ご説明致します。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親子間の贈与で、田4筆、計7,489㎡です。調査委員は鳥集委員です。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による友人間の贈与で、田1筆、735㎡です。調査委員は鳥集委員です。第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親子間の贈与で、田2筆、1,969㎡です。調査委員は鳥集委員です。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。今回の案件は全て鳥集委員が担当地区ですので調査内容の報告をお願いします。

(鳥集委員) はい。18番鳥集が報告致します。議案第23号第1項の現地調査を8月21日土曜日の午前中に実施しました。譲渡人、譲受人には13時頃、電話にて双方に確認を行いました。申請地は議案書6ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田の農地4筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラック1台を所有されておりました。農作業は家族3名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の活動に参加して協力するなど特に問題無いと判断致しました。続きまして、議案第23号第2項の報告を致します。第1項と同じく8月21日土曜日の午前中に現地調査を実施しました。譲渡人、譲受人には13時30分頃電話にて双方に確認を行いました。申請地は議案書7ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田の農地1筆です。譲受人は農業用機械として軽トラック1台、草刈機1台、動噴器1台を所有され、耕作時にはトラクターをリースされるそうです。農作業は1名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の活動に参加して協力するなど特に問題は無いと判断致しました。続きまして、議案第23号第3項の報告を致します。第1項、第2項と同じく8月

21日土曜日の午前中に現地調査を実施しました。譲渡人、譲受人には14時頃電話にて双方に確認を行いました。申請地は議案書8ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田の農地2筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター1台、モア1台、田植機1台、コンバイン1台を所有されていました。農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の活動に参加して協力するなど特に問題は無いと判断致しました。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(ありませんの声)

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第23号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第3項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第23号第1項から第3項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第24号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長、説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の10ページをご覧ください。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件です。ご説明申し上げます。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、430㎡、一般個人住宅の建設を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外、第1種農地です。当該地は、平成7年頃一般個人住宅を建設しておりますが、転用許可を受けずに転用されていることが判明し、今般申請されたものです。申請にあたって事実申立書が添付されております。なお当該地は第1種農地ですが、許可基準の特例である「集落接続」に該当し転用が可能な農地であります。以上は、農地法第4条第6項各号の不許可の要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第4調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を加藤委員長をお願い致します。

(加藤委員長) はい。5番加藤が報告致します。第4条に係る申請案件につきまして令和3年8月23日午後1時30分より私、坂元委員、役場の小久保主査で現地調査を行いました。転用目的は、一般個人住宅です。平成7年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の11ページをご覧ください。吉都線上平踏切から西へ100m程入った所です。施設の配置図については議案書の12ページをご覧ください。調査当日は大雨の為、車内から現場を確認致しました。申請地は農用地区域外で第1種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題の無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(ありませんの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第24号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は13ページをご覧ください。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 持分2分の1○○○○氏、持分2分の1○○○○○氏の申請案件で、田3筆、計4, 227㎡、対価総額845, 400円です。佐藤委員、酒匂委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 持分2分の1○○○○○氏、持分2分の1○○○○○氏の申請案件で、田2筆、3, 078㎡、対価総額615, 600円です。佐藤委員、酒匂委員のあっせんを受けております。第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、1, 179㎡、対価総額17万円です。入木委員、石山委員のあっせんを受けています。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより、審議に入ります。ご意見はありませんか。

(ありませんの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める」の第1項から第3項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第25号の第1項から第3項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は19ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。第1項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○○○氏の申請案件で、田2筆、計1, 374㎡の賃貸借で賃借料は年総額15, 000円、賃貸借期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間の再設定です。第2項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○○○氏の申請案件で、田3筆、4, 455㎡の賃貸借で賃借料は年総額45, 000円、賃貸借期間は令和3年10月1日から令和13年9月30

日までの10年間の再設定です。第3項、借受人 ○○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田5筆、計4,874㎡の賃貸借で、賃借料は年総額50,000円、賃貸借期間は、令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間の再設定です。第4項、借受人 ○○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆、4,334㎡の賃貸借で、賃借料は10aあたり5千円、賃貸借期間は令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間の新規設定です。第5項以降借受人は、公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤保彦氏となっています。第5項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、6,068㎡の賃貸借で賃料は年総額43,000円、賃貸借期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間の新規設定です。第6項以降は、賃貸借期間が令和3年10月1日から令和13年9月30日の新規設定となっています。第6項、貸渡人 ○○○○○氏の申請案件で、畑1筆、2,038㎡の賃貸借で賃料は年総額20,000円です。第7項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、畑2筆、計4,339㎡の賃貸借で賃料は年総額15,000円です。第8項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、3,812㎡の使用貸借です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第8項までの審議に入ります。ご意見はありませんか。

(ありませんの声)

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第26号第1項から第8項までについて、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第8項までについては承認をされました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、8月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立ください。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。